

令和2年5月7日

保護者様

那覇市長 城間幹子
(公印省略)

特別保育期間の変更と家庭保育のご協力願いについて【第19報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。皆様の御努力により、5月7日時点で新型コロナウイルス感染症罹患者は、1週間連続0人となっております。

さて、このたび「新型コロナウイルス感染症沖縄県緊急事態宣言を受けた沖縄県実施方針の変更について（5月5日）」に基づき、本市小中学校が5月21日（木）に再開となったことから、公立こども園における特別保育期間を5月20日（水）までと変更し、それに伴い、感染対策を講じた上で通常保育を下記のとおり再開いたします。

保護者の皆様におかれましては、保育園・こども園等に通うお子様で、家庭での保育が可能な場合（平日にお仕事がお休みの場合、育児休業中・求職中など）で、家庭での保育が可能な日に、引き続きご家庭での保育へのご協力をお願いいたします。

なお、本決定事項は5月7日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

- 1 特別保育終了日 5月20日（水） ※5月21日（木）からは通常保育となります。
- 2 保育料 5月25日（月）からは保育料等の減免措置等はありません。
※24日（日）までは、調整期間として日割りの減免措置があります。
- 3 感染対策等 ○可能な限りマスクの着用のご協力をお願いします。
○発熱等体調不良があった場合は、園よりご連絡しますので、お迎えの上医療機関の受診または自宅静養をお願いします。
○園児またはそのご家族に風邪症状（発熱、咳、倦怠感等）がある場合は、登園を見合わせるようにお願いします。
○登園自粛中に県外等の渡航歴がある園児は2週間の自宅待機をお願いします。

4 家庭保育のお願いについて

学校は再開されますが、沖縄県緊急事態宣言が5月31日まで延期されていることを踏まえ、5月21日（木）～31日（日）の期間についても、家庭保育可能な日における家庭での保育につきまして、保護者の皆様のご協力を引き続きお願いいたします。

保育料等及び育児休暇延長に関する問い合わせ先

那覇市こどもみらい課
保育グループ各担当
電話：861-6903

通常保育に関する問い合わせ先

那覇市こども教育保育課
指導主幹 名渡山 よし乃
電話：861-2113